＜雇用しようとする労働者への待遇情報の説明の例＞

参考例４（要領第６の１０(１)）

当社で派遣労働者として雇用した場合に想定される待遇は以下の通りです。また当社の概要や派遣制度等について説明します。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

＊労働者の能力・経験・職歴・保有資格等を考慮し、雇用した場合の賃金見込額を記入。賃金の見込額は書面の交付等による説明が必要。一定の幅があっても差し支えない

●待遇に関する事項

* あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

月額180,000円～250,000円

* 想定される就業条件等について

就業場所：○○○市、就業日：月 ～ 金曜日、就業時間：○○時 ～ ○○時、教育訓練内容：○○、福利厚生:○○

＊説明時点で想定される就業条件等の説明が必要

* 労働、社会保険の加入について

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上の雇用見込みがある場合は、加入します。

健康・厚生年金保険は、正規で働く社員の3/4以上の労働時間で、雇用契約期間が2か月を超える場合は、加入します。

＊一般的な加入条件の説明で足りる。予定している派遣先がある場合は、上記加入要件に替えて、加入の有無の明示が必要

* 事業運営に関する事項

【会社概要】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社　名 | ○○○○　株式会社 | 従業員数 | ○○○人 |
| 設立日 | 昭和○○年○月○日 | 国内工場 | ○○ヶ所 |
| 所在地 | ○○市○○町○○番地 | 連結子会社 | ○○会社 |
| 資本金 | ○○○千万円 | 取引会社 | ○○会社 |
| 売上高 | ○○億円 | 事業内容 | ○○業、○○製造等 |
| 経常利益 | ○○千万円 | その他 | ○○ |

＊「別添、会社パンフレットによる」と記載し、会社パンフレットを使用することも可能

Ver2801

Ver2801

* 労働者派遣制度、労働契約申込みみなし制度の概要

労働者派遣制度については、別添(１)「派遣労働者の皆さまへ 派遣で働くときに特に知っておきたいこと」をご覧ください。

労働契約申込みみなし制度については、別添(２)「派遣元事業主の皆さまへ 労働契約申込みみなし制度の概要」をご覧ください。

＊各種制度等を説明する際には、厚生労働省のホームページからダウンロードしたリーフレットの他、事業主独自のパンフレットを使用することも可能です

＊特に派遣労働者の保護に関する規程(労働契約申込みみなし制度の内容を含む)については十分な説明をしてください

Ver2801

Ver2801

* 段階的かつ体系的な教育訓練

別紙「〇〇〇社 教育訓練計画」をご覧ください

\*教育訓練計画については、キャリアアップに資する教育訓練計画内容を示すこと

＊訓練内容や受講方法、キャリアコンサルティングの相談先や利用方法について説明する

* キャリアコンサルティング窓口

　 相談窓口：○○○課　　電話番号：055-000-0000

R0504

窓口開設時間：○○時～○○時

**派遣労働者として雇用しようとする労働者への待遇に関する事項等の説明**

**(法第31条の２第1項)**

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項等を説明しなければなりません。

≪意義≫

派遣労働者として就労しようとする労働者が、実際の就労時の賃金の額の見込み等を事前に把握し、安心・納得して働くことができるよう、派遣元事業主に対し、待遇に関する事項等の説明義務を課すもの。

≪派遣労働者として雇用しようとする労働者とは≫

派遣労働者として雇用契約を締結する前の労働者であって、たとえばいわゆる登録制度における派遣登録者や、派遣の求人の応募してきた方などが考えられます。

≪説明すべき待遇に関する事項等≫

**① 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項**

・ 「賃金額の見込み」とは、現時点における賃金額の見込みであり、一定の幅があっても差し支えない。

・ 「その他の当該労働者の待遇に関する事項」とは、想定される就業時間や就業日、就業場所・派遣期間、社会保険・労働保険の適用の有無、教育訓練、福利厚生等が該当します。当該時点において説明可能な範囲で説明すれば差し支えありません。

**② 事業運営に関する事項**

・ 具体的には、派遣元事業主の会社の概要（事業内容、事業規模等）であり、既存のパンフレット等がある場合、それを活用して説明して差し支えありません。

**③ 労働者派遣に関する制度の概要**

・ 「労働者派遣に関する概要」の説明については、労働者派遣制度の概要が分かれば足りるものですが、特に派遣労働者の保護に関する規定については十分な説明が求められます。

・ 労働者派遣法に改正があった場合は、改正法の内容についても説明することが求められます。なお、 既に派遣労働者として雇用している者については、派遣元責任者の責務として、同様に改正の内容についての説明が必要です

・ 厚生労働省で作成している派遣労働者向けのパンフレット又はそれと同等以上の内容が盛り込まれた派遣元事業主で作成している資料を活用して説明することでも差し支えありません。

**④ キャリアアップ措置**

・**法30条の２第1項の規定による教育訓練（訓練内容や受講方法）**

・**希望者に対して実施するキャリアコンサルティングの相談窓口(相談先や利用方法など)**

≪ 説明の方法≫

待遇に関する事項等の説明は、書面、FAX、電子メールその他の適切な方法（口頭やインターネットによる説明等）により行ってください。ただし、賃金額の見込みの説明は、書面、FAX 又は電子メールのいずれかにより行わなければなりません。

「労働者派遣に関する制度」については、口頭のみにより説明することはできないと考えられることから、派遣労働者にパンフレット等を配布、FAX又は電子メールを利用して資料を送付することとし、インターネットにより説明する際も、厚生労働省や派遣元事業主が作成した資料が掲載されたホームページのリンク先を電子メール等に明示することにより、労働者が確認すべき画面が分かるようにする必要があります。

R0504